

第9期 事業計画（案）

平成29年3月24日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画は、いよいよ平成30年度実施に向けて動き出し、これから概ね5年以内に全国の地方自治体に「地域連携ネットワーク」及びその「中核機関」が組織されていくこととなった。

国民にとっては、この基本計画が全国で等しく実施されていく必要がありますが、都市部と地方のマンパワーの格差や自治体自体の取り組みに温度差があるなど課題も多く、実施スピードやどの程度の自治体を実施できるのか懸念されるところである。

このような中、当法人としては、制度利用促進における中核機関の設置に関しては、これまで以上に地方自治体との関係を深め、単位会と連携しながら総力を上げて地域福祉行政を支援し、高齢者や障害のある人が全国どこでも等しく成年後見制度を利用できる環境の整備に寄与できると考えている。

そして、介護・後見の社会化から死後事務の社会化へと進む中、行政書士の業務領域は高齢者等の生前から死後に至るまでの支援へと広がっており、前述の地方自治体における中核機関の設置などを考え合わせると、これからの成年後見制度を中心とした高齢者等への様々な支援における行政書士が果たすべき役割は大きい。

今期事業としては、これらの状況を踏まえ、下記項目を重点項目として取り組み、会員が成年後見制度を中心としたこれからの超高齢社会に法律専門職としての使命と役割が十分に果たせるよう積極的な事業展開を図っていく。

会員諸氏においても、法律専門職として日々の研鑽と、矜持をもって高齢者、障害のある人の権利擁護に尽力されることを期待している。

【重点項目】

- (1) 現在の制度調査研究ワーキンググループを常設の機関として位置づけ、本部に期待されている対外的発信が可能となるような専門職後見人としての研究を行う。
- (2) 会員4,000名を目標とし、支部未設置の行政書士会への働きかけ、後見業務を行っているコスモス未加入の行政書士会員への入会促進策を検討する。
- (3) 業務報告システムの導入を行い、システムからの報告率50%（初年度）を目標として、各会員への周知を行う。また、案件未報告、報告書未提出の会員を効率的に補足し、指導することで、不正事案の未然防止に努める。
- (4) 中長期の目標を掲げ、日行連のバックアップを得ながら、これに邁進できる本部役員、各委員会、事務局体制の見直しを行う。

〔総務・財務委員会〕

1 総務関連事項

- (1) 日行連との協定締結を前提に、単位会とのモデル協定書案及びモデル支部規程案を策定する。
- (2) 定款の変更に伴う規則、規程、届出様式の整備を行う。
- (3) 業務管理システムの導入効果の検討及び改善すべき項目の整理を行う。
- (4) 各種業務委託している業務の検討及び契約内容の見直しを行う。
- (5) 会員資格者証（会員カード）の内容の変更を検討する。
- (6) ビデオ会議の導入を促進し、迅速な意思決定、本部のスリム化を図る。

2 財務関連事項

- (1) 予算・決算の適正管理を行う。
- (2) 長期会費未納者をつくらないように、未納者に対し速やかな督促を行う。
- (3) 会費値上げを行わない収入の増加を目指し、本部運営の効率化、省力化を推し進め、費用の節減に努める。

[研修・相談委員会]

1 研修事業

- (1) 新しい入会前研修の実施体制について、導入のための支部支援を行い、支部及び会員からのフィードバックを得ながら、適宜テキストの改訂、DVDの改訂等を行う。
- (2) 各支部間での乗り入れや、研修内容の工夫などの支部研修支援策を検討し、更新研修の実施方法等の見直しを行う。
- (3) 成年後見制度利用促進基本計画に沿った先進自治体の研究を行い、各支部への情報提供を行う。

2 相談事業

- (1) 一般及び会員からの相談窓口を支部に委託し運営を行う。
- (2) よくある相談事項、注意点等をまとめ、会員サイトを通じ、周知を図る。

[広報委員会]

1 コスモス通信の発行

第22号(2018年8月)、第23号(2018年12月)、第24号(2019年3月)の年3回の発行を予定する。現在、コスモス通信は「全国で成年後見活動に取り組む会員をつなぐ会報誌」と位置づけられているが会報誌としての在り方、紙面以外にメール配信等によるタイムリーな情報提供について検討のうえ実施する。

2 公式ホームページの管理

公式ホームページのリニューアルを検討・実施。

3 広報ツールの作成・配布

対外的な広報活動に資する広報ツールの企画、制作を行い、各支部に配布する。

4 広報月間の開催

第9期は、実施内容を縮小し4月に実施し、第10期(2019年8月～)は、行政書士会の広報月間実施時期に合わせて10月～11月の間に行う。

広報月間の開催時期の見直しは、各支部から広報月間の開催時期を見直してもらいたいとの要望があったこと、各支部の活動が行政書士会との連携・協働が不可欠であることに鑑み、行政書士会が実施する広報月間の時期に合わせることでより、効果的な広報活動が期待されるからである。

もともと、2019年(平成31年)中に2回のイベント・講演会等を実施することは各支部にとって負担が大きいことから、4月においては、関係機関への訪問等を中心に行い、イベント、講演会等は2019年10月～11月の間に実施することを推奨したい。

[業務管理委員会]

- 1 業務管理
- 2 任意後見契約の事前報告の確認作業
- 3 不備のある報告案件、未提出案件への対応

[綱紀委員会]

- 1 綱紀事案が発生した場合、委員会を開催する。

[任意後見調査委員会]

- 1 任意後見契約の委任者等の意思能力の調査が発生した場合、委員会を開催する。